

JA共済事業の概要について

令和 5 年 3 月 28 日
全国共済農業協同組合連合会

I. JA共済事業の紹介

- 1. JA共済事業とは 3
- 2. JA共済が提供する主な保障およびサポート体制 6
- 3. 保障提供の状況 7
- 4. 地域・農業活性化に向けた取り組み 8
- 5. JA共済事業の課題と今後の取り組み（令和5年度事業計画のポイント） 9

II. 「共済事業向けの総合的な監督指針」改正を受けた対応と今後の取り組み

- 1. これまでのコンプライアンス態勢強化に向けた取り組み 11
- 2. 「共済事業向けの総合的な監督指針」改正にかかる主な対応 12
- 3. 組織的な要因による不必要な共済契約の防止 13
- 4. 適正な目標設定・管理態勢 14
- 5. 「共済事業体制 総点検運動」の展開 15

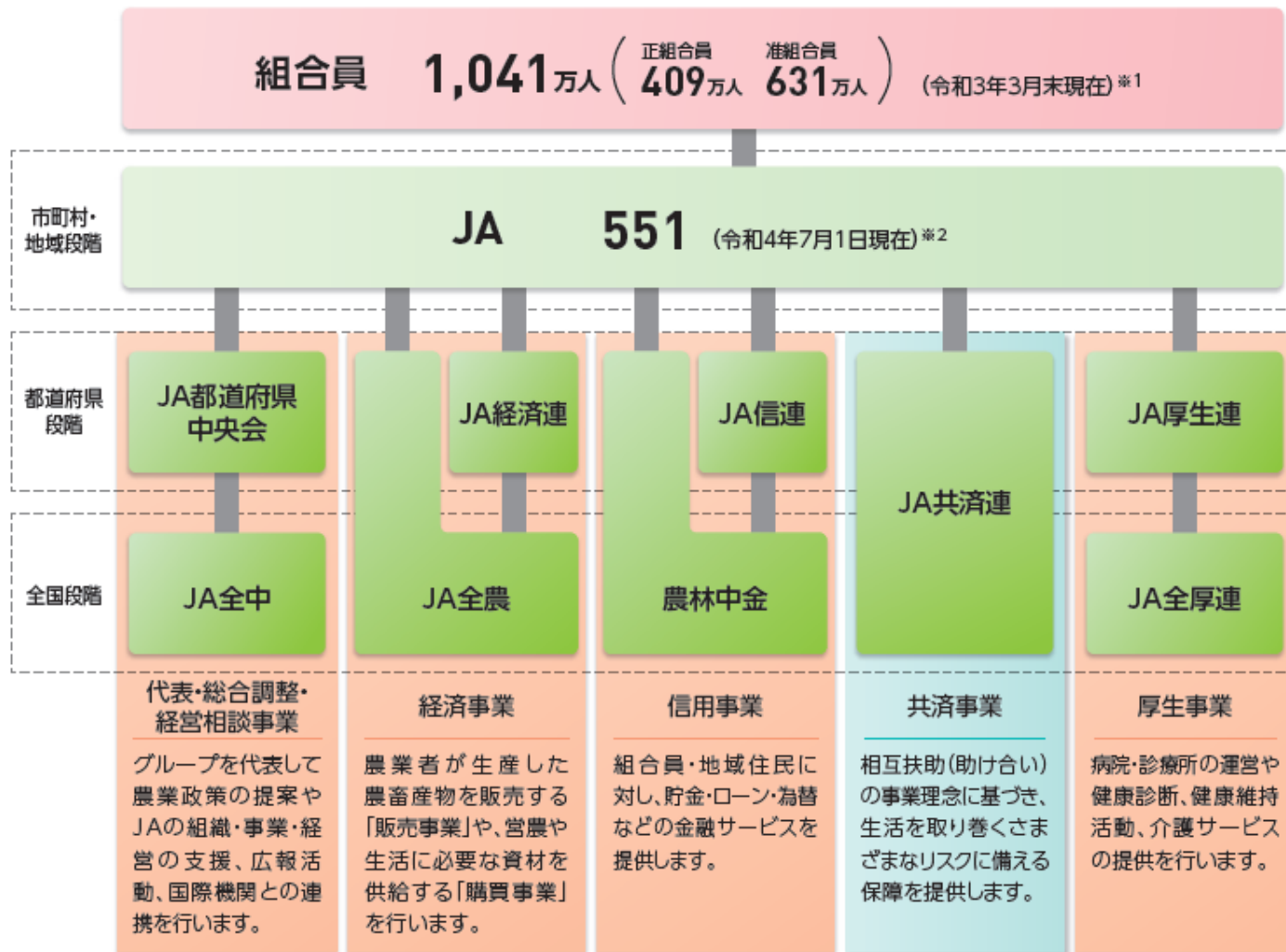
I . JA共済事業の紹介

1. JA共済事業とは

JAは、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り高め、よりよい地域社会を築くことを目的に、組合員の運営参画により組織された協同組合です。

JA共済は、JAグループの一員として、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供および農業リスクへの対応を中心とした活動を通じて組合員・利用者の皆さまに安心と満足をお届けしています。

<JAグループの組織図>



*1 組合員数は、「令和2事業年度総合農協統計表」(農林水産省)によるものです。

*2 JA数は、JA全中調査によるものです。

(補足) JA共済事業の沿革

- ① JA共済は、農協の共済事業として昭和23年にはじまりました。
- ② JA（元受共済事業）、各県共済連（再共済事業）、全共連（再々共済事業）の「組織・事業三段」の役割分担からはじまり、JA（元受共済事業）、JA共済連（再共済事業）の「組織・事業二段」の役割分担を経て、現在の共同元受方式による事業実施体制に至っています。
- ③ また、事業の健全性確保と契約者保護に関しては、保険会社と遜色のない対応を行ってきましたが、平成17年の農業協同組合法改正により、法的な枠組みとして明確化されました。

	法制面	事業実施体制面
昭和22年 (1947年)	農業協同組合法の施行	
昭和23年 (1948年)		共済事業の開始
昭和26年 (1951年)		全国共済農業協同組合連合会（全共連）設立 ➡ 共済事業の全国展開。JA（元受共済事業）、各県共済連（再共済事業）、全共連（再々共済事業）の「組織・事業三段」の実現
平成6年 (1994年)		ライフアドバイザー（保障の相談・提案を行う専門スタッフ、LA）制度開始
平成12年 (2000年)	平成8年（1996年） 保険業法の改正	全共連と47都道府県共済連が統合（現在のJA共済連） ➡ JA（元受共済事業）、JA共済連（再共済事業）との「組織・事業二段」の実現
平成17年 (2005年)	農業協同組合法の改正（事業の健全性確保と共済契約者保護の充実等）	法改正を機に、共済事業をJAとJA共済連の「共同事業」として実施 ➡ JAとJA共済連が共同で共済契約を引き受け、それぞれが役割を分担（共同元受方式）
平成22年 (2010年)	保険法の施行（共済契約にも適用）	JAは、窓口機能（相談・提案等）を担う。 ➡ JA共済連は、仕組開発、支払共済金にかかる準備金の積み立て、資金運用業務、全国的なシステム開発・運用等を担う。

(補足) JA共済と保険の違い

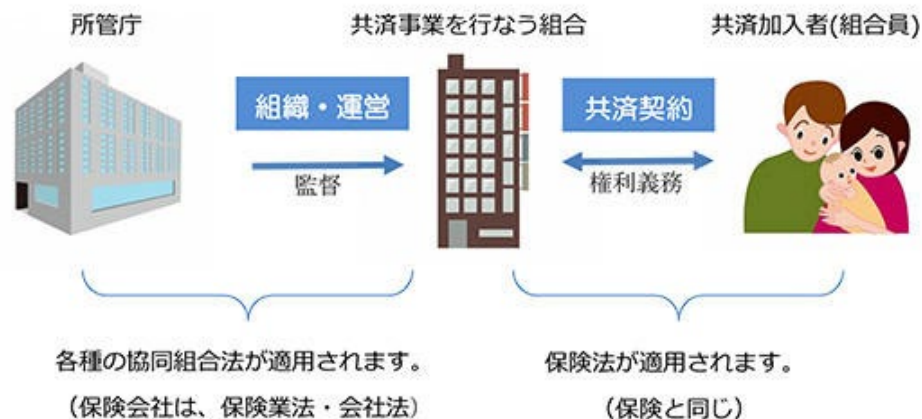
	JA共済	保険
監督法	農業協同組合法	保険業法
監督官庁	JA：都道府県庁 JA共済連：農林水産省	金融庁
組織形態	協同組合 (実施主体は農業協同組合、農業協同組合連合会)	株式会社、相互会社
構成員	組合員 (加入対象者は原則として組合員)	株式会社：株主、相互会社：社員 (加入対象者は不特定)
保障範囲	「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供（生損兼営）	生命または損害（子会社方式により相互参入は可）

<協同組合と株式会社>

	協同組合	株式会社
目的	組合員への商品・サービスの提供を通じた組合員利益の増進、協同組合の発展を通じた国民経済の発展	社会への商品・サービス等の提供を通じた企業利益の追求、株主への配当、企業価値の向上
出資者	組合員	株主
利用者	組合員	不特定
運営主体	組合員	株主
運営方法	一人1票	一株1票

(出典：日本共済協会ウェブサイトをもとに作成)

<共済契約に関する契約者と協同組合との間の権利や義務>



(出典：日本共済協会ウェブサイト)




2. JA共済が提供する主な保障およびサポート体制

JA共済は、組合員・利用者のニーズやライフプランに応じて充実した保障を提供しています。

また、幅広いニーズに対応できる知識を持つライフアドバイザー（LA）や窓口スタッフにより、相談・提案およびサービスの充実を図っています。

<JA共済の主な保障>

ひと 	● 一生涯にわたって備えられる 万一保障	「終身共済」	就労不能 の備え	● 働けなくなるリスクに備えられる 安心の保障	生活障害共済 「働くわたしのささエール」	
	● 貯蓄しながら備えられる 万一保障	「養老生命共済」		認知症 の備え	● 一生涯にわたって備えられる 認知症の保障	「認知症共済」
	● お手頃な共済掛金で万一 保障をしっかり準備	「定期生命共済」		介護 の備え	● 一生涯にわたって備えられる 介護保障	「介護共済」
医療 の備え	● 日帰り入院からまとまった一時金 が受け取れる充実の医療保障	医療共済 「メディフル」	老後 の備え	● 自分で準備する将来の年金保障	予定利率変動型年金共済 「ライフロード」	
がん の備え	● 「生きる」を応援する充実の がん保障	「がん共済」	学資金 の備え	● お子さま・お孫さまの 教育資金の備えと万一保障	こども共済 「学資応援隊」	
身近な リスク の備え	● 身近な生活習慣病のリスクに 備える保障	特定重度疾病共済 「身近なリスクにそなエール」				

いえ 	● 火災はもちろん 地震にも 備えられる 建物・家財の保障	建物更生共済 「むてきプラス」	くるま 	● お車の事故による 賠償やご自身と ご家族のケガ、 修理に備える	自動車共済 「クルマスター」	農業リスク 	● 農業において 発生する さまざまな 賠償リスクを 幅広く保障	農業者賠償責任共済 「ファーマスト」
---	--	--------------------	--	--	-------------------	--	--	-----------------------

<組合員・利用者の皆さまへのサポート体制>




ライフアドバイザー 全国 19,134 <small>(※1)</small> 人	自動車損害調査サービス担当者 全国 約 5,130 <small>(※2)</small> 人	自動車事故対応窓口 全国 約 2,560 <small>(※2)</small> か所
---	---	---

(※1) 令和4年3月末時点集計 (※2) 令和3年4月1日時点集計

3. 保障提供の状況

JA共済は、確かな共済金のお支払いで皆さまにお役立ていただいています。

<主な万一のお支払い（事故共済金）の状況（令和3年度末）>

	生命総合共済 6,028億円
	建物更生共済 2,256億円
	自動車共済 1,659億円 自賠償共済 281億円

※新型コロナウイルスのお支払い

令和5年2月末までの累計

死亡+入院

886.9億円

※過去の自然災害に対する主なお支払い

平成7年1月	阪神・淡路大震災 (兵庫・大阪・京都ほか)	1,188億円
平成16年9月	台風18号 (山口・熊本・福岡ほか)	1,083億円
平成23年3月	東日本大震災 (宮城・福島・岩手ほか)	9,376億円
平成28年4月	熊本地震 (熊本・大分・福岡ほか)	1,487億円
平成30年9月	台風21号 (大阪・愛知・和歌山ほか)	1,172億円
令和3年2月	福島沖地震 (福島・宮城・栃木ほか)	1,097億円
令和4年3月	福島沖地震 (福島・宮城・岩手ほか)	1,516億円

(注) 平成7年以降に発生した、支払共済金額が1,000億円以上の自然災害を掲載
(令和5年2月末の状況)

4. 地域・農業活性化に向けた取り組み

JA共済は、地域・農業活性化に向けた取り組みを進めています。

従来から行っていた健康管理・増進活動や災害救援、交通事故対策活動などの地域貢献活動に加え、地域・農業の活性化に貢献する取り組みを強化するため、地域の実情に応じて県域ごとに「くらしや営農」に関する活動に取り組んでいます。

※平成28年度から令和3年度までの6年間で、積立金約420億円を活用し、実施した取組みは約28,000件、イベントの累計参加者はのべ約1,200万人

<取組例>

- 農業高校等への農業用機械・加工器具の寄付・購入助成
- 食育イベント・食農教育活動の支援
- 農作業事故の未然防止活動
- 農作業効率化・鳥獣被害対策の支援
- 担い手サポートセンターの活動支援や直売所の強化支援



農業高校等への実習用農業機械の寄贈

5. JA共済事業の課題と今後の取り組み（令和5年度事業計画のポイント）

組合員・利用者が万一の際に十分な保障を受けられるよう、令和5年度はJA・JA共済連が一体となって以下の事項に重点的に取り組みます。

	主要課題	令和5年度の重点取組事項
保障充足	「活動量（“寄り添う”活動）」と「提案力」の向上による取組強化	【重点取組事項1】生命分野を中心とする保障充足 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 推進力の強化に向けた環境整備・人材育成 ➢ JA内での協働体制等の展開 ➢ ライフプランに応じた保障提供（新仕組み“定期生命共済（逡減期間設定型）”の活用等） 等
事業基盤	保障提供体制を支える事業基盤づくり	【重点取組事項2】事業基盤づくりに向けた共済事業体制総点検運動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 将来にわたって組合員・利用者に安心と満足を提供するための事業基盤づくりに向けて、“共済事業体制総点検運動”を展開 ➢ 総点検運動では、各JAの「共済事業体制の確認」⇒「課題の整理・原因の深掘り」⇒「対策の策定・実践」を展開 等
デジタル活用	接点拡充・利便性向上や業務効率化等の促進	【重点取組事項3】デジタル技術等のさらなる活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 接点拡充・利便性向上に資するWebマイページの登録促進 ➢ 効果的な活動支援や利用者情報活用に資するコロンブス（担当者共通支援システム）の活用 ➢ JAの業務効率化・契約者対応力の強化に向けたペーパーレス・キャッシュレス手続きの浸透・定着 等
農業・地域	農業保障の取組浸透	【重点取組事項4】農業保障のご案内等による農業・地域への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連合会職員（農業保障担当者）の育成強化およびJA支援のさらなる拡充 ➢ 農業保障のご案内の徹底 等
信頼性	信頼性・健全性の強化	【重点取組事項5】JA共済事業を支える信頼性・健全性等の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 組合員・利用者の負託に応えるためのコンプライアンス態勢の強化 等

Ⅱ. 「共済事業向けの総合的な監督指針」改正を受けた対応と今後の取り組み

1. これまでのコンプライアンス態勢強化に向けた取り組み

これまで、JAおよびJA共済連は、不祥事件の根絶に向けて、連携して「コンプライアンス態勢の強化」や「適正な手続きの徹底」等に取り組んできました。

しかしながら、なかでも「普及推進コンプライアンス」に関しては、十分な周知・徹底が図られていないとの認識にあり、さらに一層の取組強化を進めていきます。

項目		主な取組内容
(1)	共済推進コンプライアンス態勢の強化	<p>① 共済推進コンプライアンスにかかる意識醸成・研修会</p> <p>➤ 共済推進にかかるコンプライアンス（情報提供義務や意向把握、禁止行為、新設仕組みの留意事項等）について、定期的に研修会を実施</p> <p>② 高齢者への共済推進上の対応の徹底（親族等の同席等）</p>
(2)	適正な手続きの徹底	<p>① 本人確認・代筆禁止の徹底（本人確認書類の撮影必須化等）</p> <p>② JA共済連による直接払および契約者直送の全量実施の徹底</p> <p>➤ 共済金等の受取人への直接払、共済証書・支払通知書等の契約者への直送の徹底</p>
(3)	その他全般にかかる取組み	<p>① 現金のやり取りを伴わない「キャッシュレス手続き」の導入・拡大</p> <p>② 不祥事件発生後における再発防止に向けた指導・研修</p>

2. 「共済事業向けの総合的な監督指針」改正にかかる主な対応

共済事業向けの総合的な監督指針の主な改正内容は、①「推進目標の達成のための不必要な共済契約の防止」、②「公的保険制度の適切な情報提供」、③「信用事業を悪用した共済事業の不祥事件の未然防止」の3点となっています。

今般の監督指針の改正、特に、①「推進目標の達成のための不必要な共済契約の防止」については、以下の対応を通じて適正な事業運営をさらに進めていきます。

※監督指針の改正内容について全JAへ周知（理解促進および職員向けの周知・徹底に向けた資材を提供（2月下旬済））

JA共済としての主な対応

1. 組織的な要因による不必要な共済契約の防止

- （1）JA役職員への周知徹底
- （2）過度なプレッシャーと受け取られない指導の徹底
- （3）共済推進を行う職員への十分な教育・訓練

2. 適正な目標設定・管理態勢

- 組合員・利用者への保障充足状況、「活動」「育成」「体制」を踏まえた適正な各種計画の策定・実践

3. JAごとの対応状況の検証

- **共済事業体制 総点検運動**等を通じた取組態勢等の確認、改善に向けた取り組み

3. 組織的な要因による不必要な共済契約の防止

JA共済としての主な対応

具体例

(1) JA役職員への周知徹底

- 全役職員への改正監督指針の説明会実施、資材の配布
- JAの推進要綱への「職員契約の留意事項」の記載
- JA職員契約における、管理者向け事前チェックシートの活用

(2) 過度なプレッシャーと受け取られない指導の徹底

- パワハラ、過度なプレッシャー等の不適切な指導の禁止
- 活動量、活動内容にもとづく具体的な行動の指示・助言
- 日々の声かけによるコミュニケーション

(3) 共済推進を行う職員への十分な教育・訓練

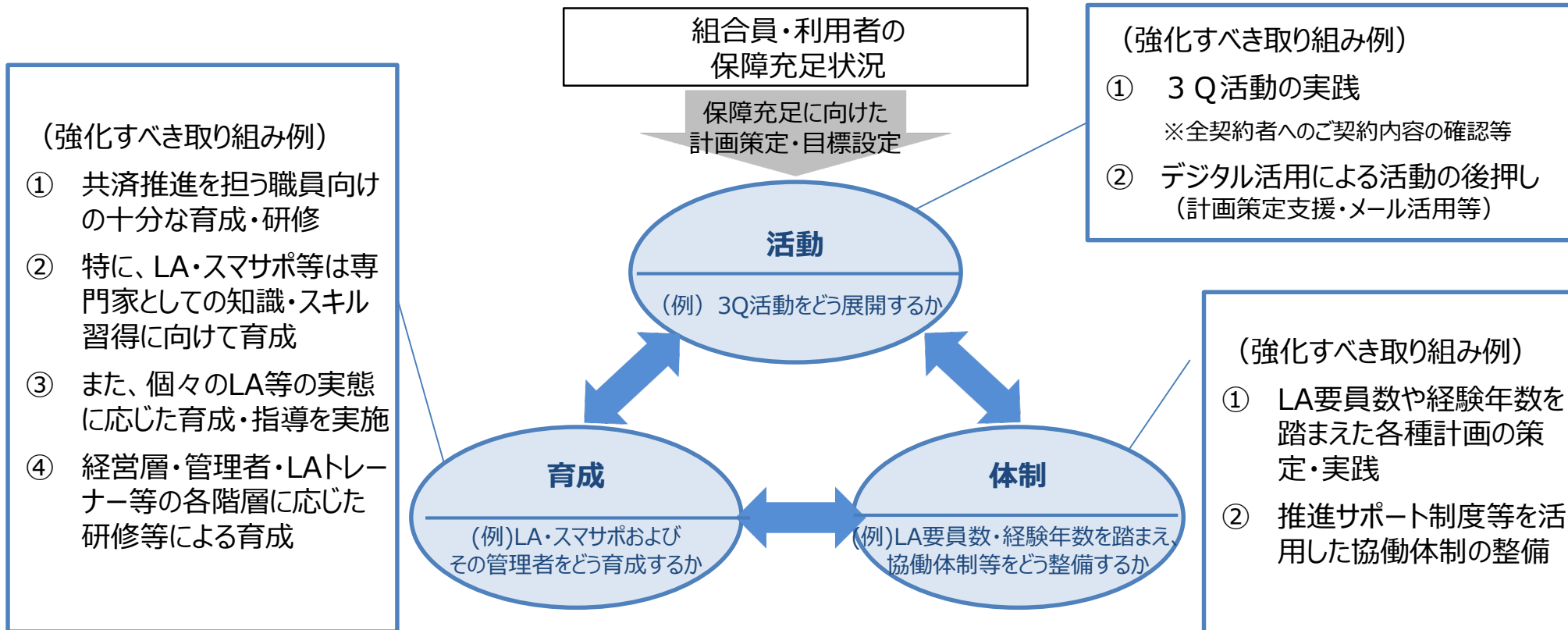
- LA・スマイルサポーターへの段階的な育成の実施
- 一般職員含めた、推進サポート制度※による研修の実施
- 一般職員に対する支援体制の構築

(例) 推進には必ずLAやLA経験等のある推進リーダーが同行する。等

※共済推進に携わる職員を経験・知識等に基づき、「推進リーダー」と「サポート職員」に区分し展開している制度

4. 適正な目標設定・管理態勢

組合員・利用者の保障充足度をふまえながら、「活動」（活動内容・活動方法の設定）、「育成」（必要なマインド、知識・スキルの習得）、「体制」（LA・LA管理者等の体制構築）それぞれについて相互に意識したうえで、計画策定・目標設定を行い、着実な実践に繋がります。

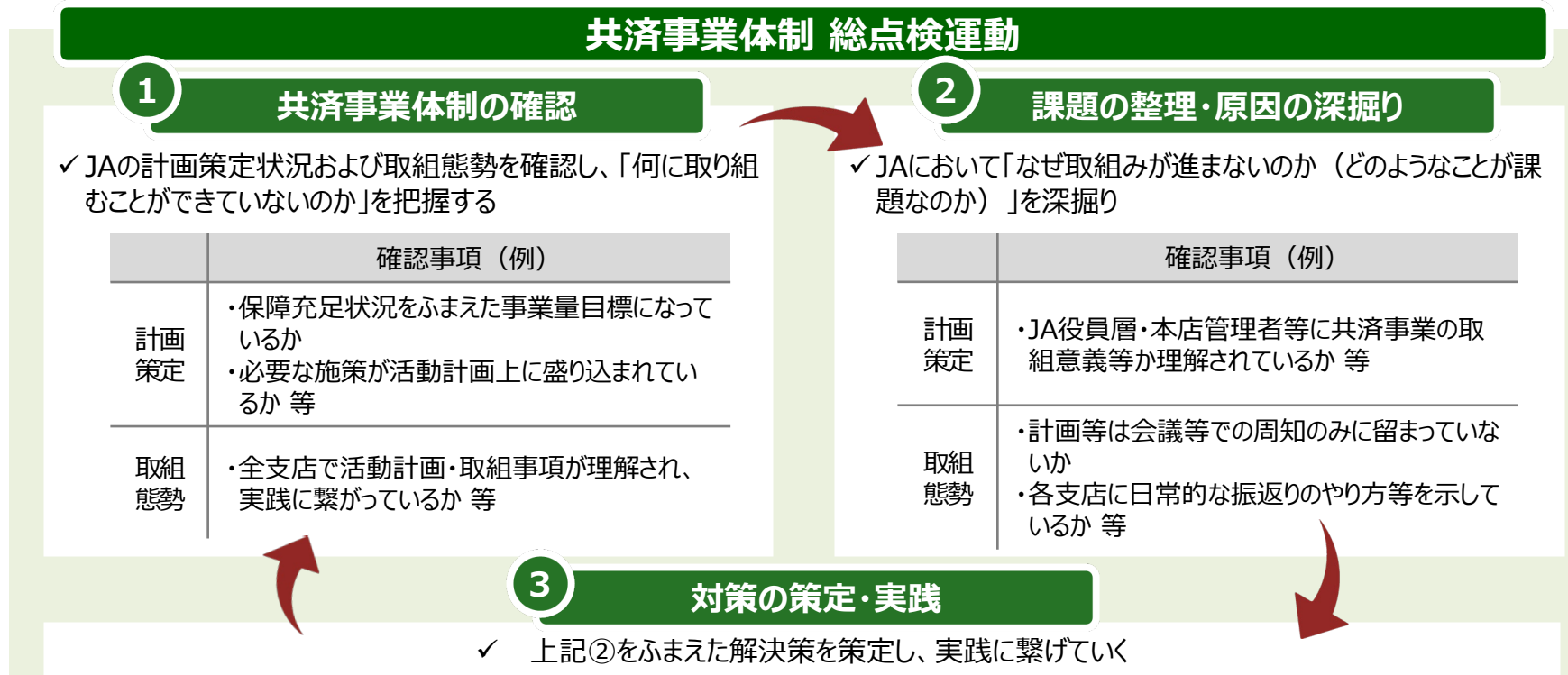


5. 「共済事業体制 総点検運動」の展開

JA・JA共済連が連携し、将来にわたって組合員・利用者に安心と満足を提供するための事業基盤づくりに向けて、「共済事業体制総点検運動」を展開し、JAごとの課題に応じた改善策の策定・実践に繋がっていきます。

監督指針の改正内容をふまえ、各JAの共済事業における計画策定や取組態勢等の組織的な対応状況等にかかる項目も設定し、点検を実施します。

将来にわたって組合員・利用者に安心と満足を提供するための事業基盤づくり



※上記の取組みのサイクルを回すことで、毎年の計画策定に繋がっていく。

